

避難路沿道建築物耐震化促進事業について

1. 背景

- 東日本大震災の教訓を受け、また、南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されるなど、広域的な避難路確保の重要性が高まる中、平成25年11月施行の「建築物の耐震化の促進に関する法律」の改正で、避難路沿道建築物の耐震診断の義務化についての規定が追加された。
- 県では「滋賀県既存建築物耐震化促進計画」において、地震時に通行を確保すべき道路として第1次、第2次緊急輸送道路等を指定し、耐震診断の努力義務を課すなど、沿道建築物の耐震化を推進してきたが、これまでの取組ではその効果が限定的。
- そのため、本法改正を受け、沿道建築物の耐震診断義務化にかかる道路の指定について検討するため、平成26年度に「滋賀県避難路沿道建築物調査」を実施した。

2. 調査結果

1) 調査対象路線

県の地域防災計画において指定する第1次緊急輸送道路および第2次緊急輸送道路のうち県東部の国道区間の一部。

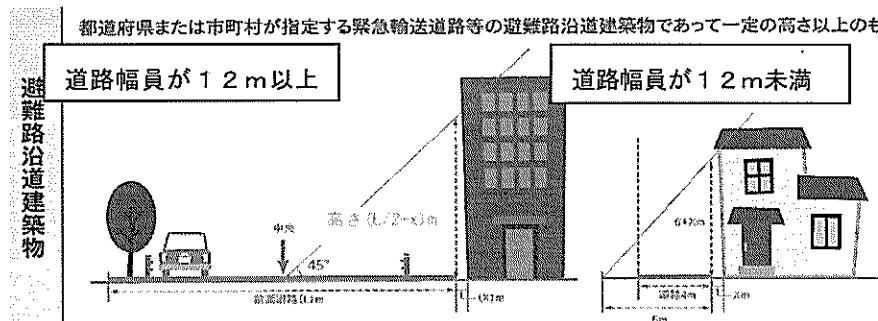
国道1号、国道8号、国道161号、国道303号の一部、国道306号の一部、国道307号の一部、国道421号の一部、国道477号の一部、一部の主要地方道、一部の県道、一部の市道

総延長 389km

2) 調査の対象建築物

- ①上記道路の沿道に敷地が接する建築物。
- ②建築物の部分の高さが次の図に示すもの。
- ③昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(建築基準法昭和56年改正以前の古い構造基準(旧耐震基準)によるもの)



3) 対象建築物数：162棟が該当

3. 事業の概要

避難路沿道建築物の耐震化を強力に促進するために、耐震改修が必要な沿道建築物の所有者がその必要性を十分認識するとともに、耐震改修をはじめとする耐震化対策を実施する必要がある。その動機づけとするため、次の事業を実施する。

(1) 耐震改修促進計画の変更

指定する道路について、沿道建築物の耐震診断およびその結果の報告を義務付けるよう「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に記載し、診断結果の報告期限について記載する見直しを行う。

(2) 補助事業による経費の負担

耐震診断義務対象建築物の診断費用について、県が経費を負担する「滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業費補助金」を創設する。

補助事業実施期間は平成27年度から平成29年度までとする予定。

4. 道路指定の方針

- 対象建築物の構造、規模、他の対象建築物との連携の状況から勘案し、緊急輸送道路のうち、大地震による沿道建築物の倒壊により道路閉塞を引き起こす可能性が高い区間について検討した。
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の階数が3以上の対象建築物が相当数ある区間では、それらの建築物が倒壊すれば、建物の除却が困難であり、道路閉塞が長期にわたる可能性が高いと考えられ、診断を義務化し沿道の耐震化を図るべきものと考えられる。
- その多くが2階建て以下の木造住宅や倉庫等である郊外地の対象建築物は倒壊しても、小規模で、構造上除却が容易であり、道路閉塞が長期にわたる可能性は低いものと推測されるため、これらの区間の沿道の対象建築物は従前どおり努力義務の対象に留めるべきと考えられる。
- 以上により、緊急輸送道路のうち、3階建て以上の対象建築物が集中している地域の道路の区間にについて沿道建築物耐震診断義務化を指定する方針としたい。
- 上記の指定方針により、国勢調査の結果に基づいて指定され公表される人口集中地区を参考に、耐震診断義務化の区間を指定することとしたい。

5. 今後の予定

平成27年 2月	耐震改修促進計画変更案の検討作業
平成27年 3月	計画変更案を常任委員会あて報告
平成27年 4月	変更計画の施行、補助事業の開始
平成30年 3月	補助事業の終了
平成30年12月	診断結果報告の期限

滋賀県避難路沿道建築物調査業務
対象建築物分布図（全県）

図 1-1

